

99 F 1  
(99 F 12)

特許庁  
実用新案公報

実用新案出願公告

昭43-9617

公告 昭43.4.26

(全2頁)

螢光面内蔵型受像管

実願 昭39-87232  
出願日 昭39.11.9  
考案者 中村正  
明石市大久保町西脇字塚本64  
神戸工業株式会社明石工場内  
家守敏明  
同所  
同 大坪勝  
同所  
出願人 神戸工業株式会社  
神戸市兵庫区和田山通1の5  
代表者 相田長平  
代理人 弁理士 荘司正明

図面の簡単な説明

第1図は本案を適用する螢光面内蔵型受像管の概略構造を示す断面図、第2図A及びBは本考案を説明するための断面図並びに平面図である。

考案の詳細な説明

本考案は螢光面内蔵型の受像管、特に縞状螢光面を形成したサブパネルを受像管外囲器内側に設置して成る単電子銃型カラー受像管の改良に係るものである。

第1図はこのような単電子銃型カラー受像管の概略構造を示す断面図で、1は受像管外囲器、2は電子銃である。3は受像管外囲器1のフェース内側に別個に設けたサブパネルで、その電子銃側表面には3色の縞状螢光面が形成してある。4は前記縞状螢光面を衝撃する電子ビームを所望の位置にコントロールするための色切換格子、5は集束格子である。そして前記サブパネル3、及び色切換格子4、並びに集束格子5は複数本のボルト6によつて一体に固定され、しかる後適当な止め金で管内の所定位置に取り付けられている。

さて、かかる構造の受像管に於ては、内蔵螢光面を固定した前記ボルト6や或はナット等がその前面に直接現われるため、該受像管の意匠的価値が著しく損なわれるという欠点がある。

しかるに本考案は、その構造を第2図A及びBに示す如く、螢光面7を形成したサブパネル3と外囲器1のフェース8との間に螢光面と有効部のみを残してその周辺を遮蔽するようにエスカツション9を設けたことを特徴とするものである。

そして、上記エスカツション9の材料としてはアルミ、或はステンレス等の電子管に適する金属が用いられ、更にその形状はフェースとサブパネル間の緩衝材としての機能を持つようほぼ半円形の断面に形成される。また、該エスカツション9には画像が見やすくなるような色を塗布する場合もある。

以上の如き本考案によると、受像管の意匠的、商品的価値が向上し、更に実用面に於てもエスカツションがフェースとサブパネル間で緩衝材的役割をはたすため外部からの衝撃に対する前記各部の破損が有効に防止されるなど、非常に大きな効果を得ることができる。

尚、以上は特に単電子銃型のカラー受像管につき説明したが、本案はこれに限定されることなく螢光面を内蔵する型式の受像管に全て適用して効果的なものである。

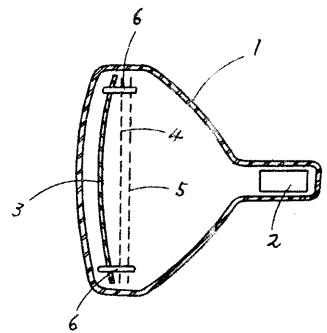
実用新案登録請求の範囲

管外囲器内部に螢光面を内蔵する型式に於て、該螢光面を形成するサブパネルと外囲器のフェース部との間に各辺の断面がほぼ半円形状で、且つ前記螢光面の有効部のみを残してその周辺部を遮蔽するようなエスカツションを設置した事を特徴とする螢光面内蔵型受像管。

引用文献

実公 昭37-18042

第1図



第2図

